

島根県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症対策等における郵便による入札に関する要領

(趣旨)

第1条 島根県後期高齢者医療広域連合が発注する工事又は製造の請負、物品等の購入及びその他の業務委託等に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の執行において、新型コロナウイルス感染症対策等のため特例として郵便による入札(以下「郵便入札」という。)を執行する場合、島根県後期高齢者医療広域連合入札執行要領その他法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(入札方法の指定)

第2条 郵便入札の入札方法については、入札公告に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書の入札方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の提出先
- (4) その他必要と認める事項

(入札書の提出)

第3条 郵便入札の入札書提出方法については、次の各号のとおり規定する。

- (1) 一般書留又は簡易書留により前条に規定する入札書の到着期限までに到達するよう郵送しなければならない。
- (2) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。
- (3) 入札書を入れた内封筒にあつては、「入札書在中」と朱書きして封かんし、件名及び入札日を記載するとともに貼り付け部分を入札者の使用印(入札参加申請書に使用した印)で割印する。
- (4) 外封筒にあつては、前号の内封筒を封入し、表側に送付先、件名及び入札日を記

載し、あわせて「入札書在中」を朱書きするとともに、裏側に入札者の住所及び商号又は名称を記載し総務課宛に郵送するものとする。ただし、表側に同等の記載があれば、裏側の差出人の記載は省略することができる。

2 郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(無効とする入札)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 前条の規定による郵送方法によらない入札

(2) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札

(3) 内封筒及び外封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者の入札

2 無効とした入札書、入札参加資格確認申請書等は、返却しないものとする。

(郵便入札における入札書の開札)

第5条 入札書の開札は、入札公告で指定した日時、場所において、入札事務に関係のない島根県後期高齢者医療広域連合職員2人を立会人とし立ち合いのもとで行うものとする。

2 立会人は、第3条で規定する方法で提出された内封筒が未開封であることを確認しなければならない。

3 立会人は、入札の適正な執行を確認した後、入札調書に署名しなければならない。

(再度入札)

第6条 再度の入札において、前回の入札の最低の価格以上の金額の入札は、郵便入札による入札の特性上、辞退として取り扱わないものとする。

(入札者の傍聴)

第7条 この要領に基づき執行する郵便入札については、入札者が傍聴することはできない。

(入札結果等の通知)

第8条 入札執行者は、郵便入札を経て落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者

へ電話連絡するとともに、入札日の午後 5 時までに入札結果を入札参加者に FAX にて通知するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。